

## 異議申立てにより後遺障害14級が認められた ケース

### 交通事故

#### 事案の概要

60代 男性 自営業

相談者は、軽ワゴンを運転中、後部より乗用車に追突されました。

この事故により、相談者は外傷性頸部捻挫の傷害を負い、8ヶ月ほど通院を続けた後、治療は中止され症状固定となりました。

相談者には、首から肩にかけての痛みが継続したことから、後遺障害の認定を求めましたが、「非該当」と判断されました。

そこで、異議申立てをして認定を獲得することができないか、弁護士に相談することになりました。

#### 解決結果

MR I 画像を撮影していなかったことから、別病院で撮影をしてもらい、後遺障害診断書を作成してもらうことにしました。

後遺障害診断書に記載する内容等について助言を行い、新たな後遺障害診断書をもとに意見書を作成して**異議申立てを行った結果、後遺障害14級が認定されました。**

後遺障害に対しての賠償金を得ることが出来たため、痛みが継続していた相談者から精神的不安を拭い去ることが出来ました。

#### 担当弁護士からひとこと

後遺障害診断書の内容が後遺障害の認定において大きな意味があることを感じさせる事案でした。

もっとも、相談者は、症状固定後も自費で通院を続けており、症状の一貫性が強く評価されたとも考えられます。

痛みが継続する中で治療打ち切りとされそうな場合には、弁護士に相談して、その後の進行を見極めることが重要でしょう。